

静岡県人事委員会訓令第3号

静岡県人事委員会事務局服務規程（平成13年静岡県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(履歴事項の変更届の提出)</p> <p>第3条 職員は、次の各号の一に該当するときは、履歴事項変更（追加）届にその事実を証明する書類を添えて、遅滞なく、総務課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 本籍地を異動したとき。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>(休暇等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(履歴事項の変更届の提出)</p> <p>第3条 職員は、次の各号の一に該当するときは、履歴事項変更（追加）届にその事実を証明する書類を添えて、遅滞なく、総務課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p>(休暇等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 職員は、子育て部分休業を受けようとするときは、様式第3号の3による子育て部分休業承認請求書により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>9 前項の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育の状況に変更が生じたときは、様式第3号の4による養育状況変更届により、遅滞なく、所属長等に届け出なければならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号の2の次に次の2様式を加える。

子育て部分休業承認請求書

(表面)

(任命権者) _____様	請求年月日 _____年 ____月 ____日 所属名 _____ 補職名 _____ 職員番号 _____ 氏名 _____		
下記のとおり子育て部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	障 害	<input type="checkbox"/> 有	
2 請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（住民票、保険者証、母子健康手帳の出生届出済証等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。
- 4 満9歳に達する日後の最初の4月1日以降にある障害児(者)(※)について請求する場合には、障害者手帳、医師の診断書、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類を添付すること（写しでも可）。
- (※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害児(者)で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者をいう。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	
決 裁 欄	右記のとおり決定してよろしいか。	
	担当者	

養育状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

様

所属名 _____

補職名 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

次のとおり子育て部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

- 子育て部分休業に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった
 - 負傷・疾病
 - その他()
- 子育て部分休業に係る子が死亡した。
- 子育て部分休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- 子育て部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 子育て部分休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 子育て部分休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- 子育て部分休業に係る子が条例第15条の3第1項第2号に定める障害児(者)でなくなった。
- その他()

発生日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。